

別表第1 事故等に基づく指名停止期間運用基準

措置要件		責任の程度		期間	参考	
(虚偽記載)	1 直方市発注工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格審査申請書、入札参加資格申請資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	故意	重	6月	受注高金額を嵩上げするなど、いわゆる経審の総合点数に影響するような、事項についての虚偽記載であった場合等	
			軽	4月以上5月以内	本来雇用していない技術者を雇用しているように虚偽記載を行った場合等	
		過失	重	3月	受注高金額を嵩上げするなど、いわゆる経審の総合点数に影響するような、事項についての虚偽記載であった場合等	
			軽	1月または2月	同一者を他社と重複して技術者届等に記載する等	
(過失による粗雑工事)	2 直方市発注工事の施工にあたり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときは、除く。）。	重		12月	補修（補修命令を含む。）では所期の目的を達成できない場合	
		軽		6月	補修（補修命令を含む。）により所期の目的を達成することが可能な場合	
	3 直方市発注工事以外のもの（以下「一般工事」という。）の施工にあたり、過失により工事を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	重		3月	補修では所期の目的を達成できない場合	「かしが重大である」と認められるのは、原則として、建設業法に基づく監督処分がなされた場合とする。
		軽		1月または2月	補修により所期の目的を達成することが可能な場合	
(契約違反)	4 第1項に掲げる場合のほか、直方市発注工事の施工にあたり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	故意	重	24月	契約に定める発注者の解除権を行使した場合	
				18月	受注者の責により契約の合意解除がなされた場合	
				12月	監督員の改善指示に従わなかった場合等	
		過失	軽	6月	監督員の改善指示に従ったものの、改善までに時間を要した場合等	
				重	2月	共通仕様書等違反かつ損害を伴うもの
				軽	1月	共通仕様書・契約書等違反
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)	5 直方市発注工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	死亡(複数)		3月以上6月以内	安全管理措置の不適切の判断(直方市発注工事及び一般工事 第5項、第6項、第7項及び第8項) ・直方市発注工事における事故について、「安全管理の措置が不適切である」と認められるのは、原則として、①の場合とすること。ただし、②によることが適当である場合には、これによることのできるものであること。 ①発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に処置していない場合、又は、発注者の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合。 ②当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合。  次の事項に該当する事由により生じた場合は、原則として、指名停止を行わないこと。 ・作業員個人の責めに帰すべき事由により生じたものであると認められる事故(例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等) ・第三者の行為により生じたものであると認められる事故。(例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等)	
		死亡1人		2月以上4月以内		
		重傷		1月以上3月以内		
		軽傷		1月または2月		
		物損重大		1月以上3月以内		
	物損		1月または2月			
	6 一般工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	多数の死傷者		2月以上3月以内		
死傷者		1月または2月				
損害		1月				
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	7 直方市発注工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	死亡(複数)		1月以上4月以内		
		死亡1人		1月または2月		
		重傷・軽傷		1月		
	8 一般工事の施工にあたり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	多数の死傷者		2月		
死傷者		1月				
(公契約条例違反)	9 直方市公契約条例の対象工事について、直方市公契約条例の目的及びこれに係る契約事項に違反したとき。	重		6月以上9月以内	社会的責任に照らし、その行為が重大であると判断できる場合等	
		軽		2月以上5月以内	社会的責任に照らし、その行為が軽微であると判断できる場合等	
(工事成績の不良)	10 直方市発注工事の施工にあたり、工事成績(直方市工事成績評定要綱(平成18年直方市告示第44号)に基づく評定をいう。)が不良のとき。	評定点 30点未満		4月	*評定点が45点以上50点未満かつ当該工事の完了日以前3年間(3年以内に本号の規定により指名停止措置を受けている場合は当該工事の完了日以降)に同様の理由で既に文書警告を受けているものについては、文書警告を行わず1月の指名停止措置を行う。  工事成績の評定にあたり法令遵守等の審査項目において指名停止措置又は文書警告を受けたことにより点数を減じられた場合は、当該減じられた点数を除いた点数を評定点として本基準を適用する。	
		評定点 30点以上35点未満		3月		
		評定点 35点以上40点未満		2月		
		評定点 40点以上45点未満		1月		
		評定点 45点以上50点未満		文書警告*		

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく指名停止期間運用基準

措置要件		責任の程度	期間	参考		
(贈賄)	1 建設業者の代表役員等、一般役員等又はその使用人が直方市（附属機関を含む。次項において同じ。）の職員（特別職を含む。次項において同じ。）に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	重	21月以上24月以内	自らが行った場合等		
		軽	18月以上20月以内	相手方からの要求に応じた場合等		
	2 建設業者の代表役員等、一般役員等又はその使用人が他の公共団体の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	重	12月以上18月以内	福岡県内の他の公共機関の職員に対するものの場合		
		軽	6月以上12月以内	福岡県外の他の公共機関の職員に対するものの場合		
(独占禁止法違反行為)	3 直方市発注工事に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、直方市発注工事の請負契約の相手方として、不相当であると認められるとき。	重	21月以上24月以内	社会的責任に照らし、その行為が重大であると判断できる場合等	課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの、指名停止期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。  この場合において、その2分の1の期間が、左記に規定する期間の短期を下回る場合においては、第9条の規定を適用するものとする。	
		軽	18月以上20月以内	社会的責任に照らし、その行為が軽微であると判断できる場合等		
	4 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る建設工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、直方市発注工事の請負契約の相手方として、不相当であると認められるとき。	重	12月以上18月以内	福岡県内の他の公共機関の職員に対するものの場合		
		軽	6月以上12月以内	福岡県外の他の公共機関の職員に対するものの場合		
(競売入札妨害又は談合)	5 直方市発注工事に関し、建設業者の代表役員等、一般役員等又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	重	21月以上24月以内	主導した場合等		
		軽	18月以上20月以内	追従した場合等		
	6 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る建設工事に関し、建設業者の代表役員等、一般役員等又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	重	12月以上18月以内	福岡県内の他の公共機関の職員に対するものの場合		
		軽	6月以上12月以内	福岡県外の他の公共機関の職員に対するものの場合		
(建設業法違反行為)	7 直方市発注工事に関し、建設業法の規定に違反し、直方市発注工事の請負契約の相手方として、不相当であると認められるとき。	重	6月以上9月以内	社会的責任に照らし、その行為が重大であると判断できる場合等	「建設業法の規定に違反し、直方市発注工事の請負契約の相手方として、不相当である」と認められるのは、原則として、次の場合をいうものとする。  ①建設業者である個人、建設業者の役員又は使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合 ②建設業法の規定に違反し、監督処分がなされた場合	
		軽	2月以上5月以内	社会的責任に照らし、その行為が軽微であると判断できる場合等		
	8 九州地域内において、建設業法の規定に違反し、直方市発注工事の請負契約の相手方として、不相当であると認められるとき。	重	6月以上9月以内	社会的責任に照らし、その行為が重大であると判断できる場合等		
		軽	1月以上5月以内	社会的責任に照らし、その行為が軽微であると判断できる場合等		

措置要件		対象	期間	参 考	
(不正又は不誠実な行為)	9 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、直方市発注工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	業務に関する行為	代表役員等 一般役員等 使用人	3月以上5月以内 2月以上4月以内 1月または2月	① 単純暴行、脅迫等
			代表役員等 一般役員等 使用人	6月以上9月以内 5月以上7月以内 4月以上6月以内	② ①により傷害を加えた者 イ 致死又は重傷を加えた者
			代表役員等 一般役員等 使用人	3月以上5月以内 2月以上4月以内 1月以上3月以内	② ①により傷害を加えた者 ロ 傷害(重傷を除く。)を加えた者
			代表役員等 一般役員等 使用人	4月以上6月以内 3月以上5月以内 2月以上4月以内	③ 暴行、脅迫により財物を喝取した者
			代表役員等 一般役員等 使用人	7月以上9月以内 6月以上7月以内 5月以上6月以内	④ ③の行為と傷害を加えた者
			代表役員等 一般役員等 使用人	3月以上6月以内 2月以上5月以内 1月以上3月以内	⑤ 偽計を用いて正常な入札業務又は請負契約を阻害した者
	10 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が暴力その他違法行為を行ったことにより逮捕又は公訴を提起され、直方市発注工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	業務外の行為		12月	⑥ 建設業者が、正当な理由がなく、市発注工事の落札者でありながら契約を締結しなかったとき
			代表役員等 一般役員等 使用人	3月または4月 2月または3月 1月または2月	⑦ 他の法令に違反した者
				1月以上9月以内	①～⑦以外の場合
			代表役員等	上記①②③④の左欄に相応する右欄の期間	① 上記①②③④に該当した者
			代表役員等	2月または3月	② その他の場合 ※上記の⑦に該当した者

「業務」とは、個人の私生活上の行為以外の建設業者の業務全般をいうものであること。

「不正又は不誠実な行為」とは、原則として、次の場合をいうものとする。

①指名停止の対象となる建設業者の行為のうち、代表的なものについて別表第1及び別表第2の第1項から第8項までに列挙していること以外の不正または不誠実な行為を行った場合  
②建設業者である個人、建設業者の役員又は使用人が九州地域内における業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合  
③直方市発注工事に係る入札又は随意契約に関して、契約の相手方として決定した後の辞退、建設業者の過失による入札手続きの大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合

別表第3 暴力的組織等に対する指名停止期間運用基準（次のいずれかに該当するものとして、警察から通報があったとき。）

	措置要件	期間	参考
1	計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。	当該認定をした日から36月	-
2	暴力的組織を構成し、又は構成するとみなされる者（以下「構成員等」という。）が役員（役員として登記又は届出がなされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）（以下「役員等」という。）になっているとき。	当該認定をした日から36月	「構成員等」には、福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第2条第3号に規定する「暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を含むものとする。ただし、警察の離脱支援を受け、暴力団員でなくなった者は含まない。
3	構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。	当該認定をした日から24月	構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は第1項若しくは第2項に該当するものである事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときには、当該事実を知りながら行っているものとみなす。
4	暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。（役員等がこれらの行為を行った場合を含む。）	当該認定をした日から24月	-
5	暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請負契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結したとき。	当該認定をした日から24月	構成員等である事実を知らずに、構成員等を雇用している場合又は第1項若しくは第2項に該当するものである事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときには、当該事実を知りながら行っているものとみなす。
6	自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的、第三者に損害を与える目的又は債務の履行を強要する目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。（役員等がこれらの行為を行った場合を含む。）	当該認定をした日から24月	-
7	役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。	当該認定をした日から24月	-
8	役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。	当該認定をした日から24月	「密接な交友」とは例えば友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。この場合、偶然であった場合などは含まれないが、年1回でもその事実がある場合には当該要件に該当するものとする。  「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。
9	前項に規定する場合において、役員等又は使用人が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、刑法、暴力行為等処罰に関する法律若しくは福岡県暴力団排除条例の規定による罰金刑を宣告されたとき。（第3項から第8項までのいずれかに該当する事実と当該容疑又は当該刑の対象となった行為との間に関連性を認めることが相当である場合に限る。）	当該認定をした日から36月	-
10	暴力的組織又は構成員等から不当介入を受け、あるいは不当介入による被害を受けたにもかかわらず直方市に報告せず、又は、所轄の警察署に届出なかったとき。	当該認定をした日から4月	「不当介入」とは、当該要求に応じる合理的な理由がないにもかかわらず、暴行、威迫する言動その他の不当な手段により違法又は不適当な行為を要求し、又は工事の進捗の障害となる行為をすることをいう。